

# 令和 8 年度北塩原村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和 8 年 4 月 1 日

## 1 趣旨

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障害者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本村の全ての課及び事務局での物品等の調達に適用する。

## 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
  - ・ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - ・ 地域活動支援センター
  - ・ 生活介護事業所
  - ・ 就労移行支援事業所
  - ・ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- (2) 「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所
  - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - ・ 重度障がい者多数雇用事業所  
（要件）障がい者の雇用者数が 5 人以上  
障がい者の割合が従業員の 20 % 以上  
雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30 % 以上
- (4) 「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障害者等
  - ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
  - ・ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

#### 4 調達する物品等

村が契約により調達する物品等のうち、事務用品、食品類、日用品、印刷及び施設管理等、その他障がい者就労施設等が受注可能な物品等を対象とする。

#### 5 物品等の調達の目標

村は、予算の適切な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

#### 6 調達の推進方法

- (1) 村は、障がい者就労施設等から提供可能な物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 村は、障がい者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定による随意契約の積極的な活用を図る。
- (3) 村は、物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行機関や発注方法を考慮するよう努める。
- (4) 村は、障がい者就労支援施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成又は見直しを行ったときは、村のホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ、実績がある場合には、翌年度に村のホームページ等により公表する。

#### 8 調達方針の見直し

本方針は、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。